

令和8年度、9年度、10年度第25航空隊構内自動電話交換装置の賃貸借に係る契約希望者募集要項（公募）

次の契約を希望する方は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊大湊地区総監部経理部長

窪田 修司

記

1 調達予定品目

令和8年度、9年度、10年度第25航空隊構内自動電話交換装置の賃貸借

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 令和07・08・09年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」

に係る東北地域の競争参加資格を有している者であること。

- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (8) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる技術を有していること。
- (9) 本事業に必要な次の要件を満たすか、契約締結までに満たすことができること。
 - ア 法令による許認可及び法的資格が必要な場合、当該許可証等を契約締結までに取得できる者
 - イ 借り上げ期間12か月とし、履行開始日令和8年4月1日に対応できること。
 - ウ 調達しようとする装備品の要件（別紙）を満たすことができること。
 - エ 調達しようとする装備品に関する技術資料を入手できること。
 - オ 履行に必要な機械器具、設備、技術等を有すること。
 - カ 履行に必要な機材等に関する品質管理体制が整っていること。
 - キ 調達しようとする装備品の、納入後における不具合及び改修に関する対応が迅速かつ継続的に可能なこと。
 - ク 安全管理体制が整っていること。
- (10) 当該事業の一部を下請業者に委託する場合は、委託する業務に応じて本項第7号から第9号の項目を証明できること。
- (11) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

3 応募方法及び資料の提出

- (1) 応募する者は、「参加表明書」（別紙様式のとおり。）、及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。
 - ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）
 - イ 第2項に示す資格要件を証する書類
 - ウ 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
 - エ 下請企業に事業の一部を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（様式適宜）及び、委託する業務によっては、第2項に規定する能力・態勢等を証明する書類を添付すること。
 - オ 調達しようとする装備品又は類似品受注実績一覧表（様式適宜）。ただし、受注実績のない者については省略することができる。
ただし、次の場合は、当該資料の提出を省略又は書面をもって代えることがで

きる。

- (ア) 同一の技術資料が別の公募手続きにおいて、大湊地区総監部経理部長に提出されている場合は、参加表明書（書式は別紙様式のとおり。）に公示番号及び提出した技術資料を記載することにより、当該資料の提出を省略することができる。
 - (イ) 過去5年以内に提出した技術資料の内容と変更がない場合は、変更がない旨の書面をもって代えることができる。
 - (ウ) 過去5年以内に提出した技術資料のうち、部分的な変更がある場合は、変更があった部分の技術資料をもって代えることができる。
 - (エ) 他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している旨の申請があった場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。
- (2) 複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。
- (3) 提出先
海上自衛隊大湊地区総監部経理部契約課審査係
〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1
0175-24-1111（内線2253）
- (4) 提出期間
令和7年8月4日 ～ 令和7年9月5日 午後4時45分
なお、上記の期間に係わらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。
- (5) 募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。
- (6) 提出方法
直接持参又は郵送
なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (7) 提出部数
参加表明書1部、技術資料1部

4 技術資料の審査

技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊等の担当者から提出資料について説明を求められた場合及び追加資料の提出を求められた場合には、協力しなければならない。また、技術資料の確認等のために協力依頼があった場合には、事業所等

への立ち入りを含め協力しなければならない。

5 審査結果の通知

技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、公募結果合格の通知を行う。その他の者に対しては公募結果不合格の通知を行う。

6 疑義の申し立て

(1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について公募結果不合格通知を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てを行うことができる。

ア 窓口：大湊地区総監部経理部契約課審査係

イ 時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく、資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

ク 公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの公募実施権者に行うことができる。

(記入例)

年 月 日

(公募実施権者)
大湊地区総監部経理部長 殿

所在地〇〇〇〇〇
社名〇〇〇〇〇〇
代表者役職氏名 〇〇〇〇 印

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

- 1 公示番号
大地区監公示第11号（令和7年8月4日）
- 2 公募件名
令和8年度、9年度、10年度第25航空隊構内自動電話交換装置の賃貸借

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 会社の財政状況・経営成績を証する書類
3 〇〇〇〇
4 〇〇〇〇

調達しようとする装備品の要件

構内自動電話交換装置は、電気通信事業法及び同法に基づく政令に定める技術基準（第1種電気通信事業者の定める技術的要件を含む。）に適合し、次の各要件を満たすものとする。

- 1 BL3000CTI 音声自動電話交換装置neoと接続できること。
- 2 接続する内線数は200回線以上とする。
- 3 局線との接続数は10回線以上とする。
- 4 自営回線中継交換装置と接続できること。
- 5 他の構内交換装置と接続できること。
- 6 参考機種：BL3000CTI 音声自動電話交換装置neo-IPLTU（サテライト局用設備）同等品若しくはそれ以上の能力を有するもの。